

平成30年度 海外先進地視察等業務委託 仕様書

1. 業務場所

- ① 座間味村（事前研修・事後研修及び報告会）
- ② アメリカ合衆国ハワイ州

2. 委託期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

3. 積算上限額

5,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4. 委託業務内容(講義研修のスケジュール、及び概要)

- ① 事前研修（契約締結日～海外視察研修までの期間に2回以上）
- ② 海外視察研修 平成31年1月14日（月）～1月20日（日）
- ③ 事後研修会（視察研修終了後～3月31日の期間に1回以上）

(1) 講義及び研修の他、以下ア～カの項目を本業務に含む。

- ア、 研修講師の手配（旅費・謝礼金を含む）
- イ、 会場の確保・設営
- ウ、 研修資料の手配
- エ、 研修関係物品の手配
- オ、 研修受講アンケートの作成・配付・回収・取りまとめ
- カ、 研修報告書の作成

5. 受託者の責務

(1) 法令等の遵守

- ① 受託者は業務の遂行にあたって関係法令等を遵守しなければならない。
- ② 独占禁止法等、法令の違反が判明した場合、受託者は村に賠償金を支払い、村は契約を解除することができる。

(2) 再委託の禁止

- ③ 受託者は受託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- ④ 業務の一部を請け負わせる場合は事前に村の承認を得ることとする。

(3) その他

- ① 受託者及び従事者は業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らし、または自己利益のために使用してはならない。契約が満了し、若しくは契約を解除され、または従事者の職務を退いた後においても同様とする。
- ② 従事者の身元、風紀、衛生、作業、規律、安全に関する事項及び労働関係法令上の一切の責任は受託者が責任を負うものとする。
- ③ 従事者が故意または過失によって建物、備品類等を破損または亡失したときは、受託者はその損害を賠償するものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項、および本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、村と受託者が協議し定めるものとする。